

○浅野敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○浅野敏明議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

小関秀一委員長。

(小関秀一厚生常任委員長登壇)

○小関秀一厚生常任委員長 令和4年3月市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案2件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月11日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第16号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、長井市伊佐沢児童センターの管理を行わせるため提案されたものです。

質疑に入り、委員からは、除雪も含めた施設の維持管理については指定管理者の職員が行っているのかとの質疑がなされ、子育て推進課長からは、維持管理は外部にお願いしている部分もある。特に除雪については、可能なところは職員で行っているが、近隣の方に定期的をお願いをしたり、父母の会に協力をいただいたりしているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、そうした除雪などはボランティアでもらっているのか、指定管理料に計上しているのかとの質疑がなされ、子育て推進課長からは、除雪費は報酬として計上しているが、そのほかの管理はボランティアでして

いただいている部分が多くあるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第17号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、株式会社セロン東北を指定管理者に指定し、長井市緑が丘斎場の管理を行わせるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、今回は5年間の指定管理とした理由は何かとの質疑がなされ、市民課長からは、指定管理者側の雇用の安定を確保する必要があること、業務上必要な備品、資機材のリース期間が一般的に5年間であることなどから5年間の指定管理としたとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、指定管理者の職員の対応について、利用した市民からはどのような声があるかとの質疑がなされ、市民課長からは、意見箱を設置したり、小まめな環境整備を行ったりと、利用者に寄り添った対応に努めており、利用者の心情に配慮した対応をしていただいたとの声が届いているとの答弁を受けたところあります。

さらに、委員からは、数年前に大規模改修を行ったが、その後、利用者や指定管理者からの意見などはないのかとの質疑がなされ、市民課長からは、利用者からの苦情はなく、斎場として十分な役割を果たしていると考えている。指定管理者からは、耐火れんが製の火葬炉2基について、火葬に時間がかかることなどから、セラミック製への交換を検討してほしいとの要望があったとの答弁を受けたところあります。

また、委員からは、火葬炉の改修については対策は考えているのかとの質疑がなされ、市民課長からは、炉の交換となると多額の費用がかかるため早期の実現は難しいが、残骨灰の売却等による財源の確保に努め、検討したいと考

ているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○浅野敏明議長 委員長の報告が終わりました。
ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第10、議案第16号 指定管理者の指定について及び日程第11、議案第17号 指定管理者の指定についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第10、議案第16号 指定管理者の指定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第16号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第17号 指定管理者の指定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第17号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○浅野敏明議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

内谷邦彦委員長。

(内谷邦彦産業・建設常任委員長登壇)

○内谷邦彦産業・建設常任委員長 令和4年3月市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案5件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月14日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。なお、議案の該当箇所につきましては、現地踏査をいたしましたことを申し添えます。

それでは、議案第20号 市道路線の認定について及び議案第21号 市道路線の廃止についての2件について、関連がありますので、一括して申し上げます。

議案第20号では、県営農地整備事業による市道高関3号線の終点の変更及び清水町地内道路の市道路線の認定を行うため、また、議案第21号では、県営農地整備事業による市道高関3号線の終点の変更に伴い市道路線の廃止を行うため、それぞれ提案されたものであります。

採決の結果、議案第20号及び議案第21号は、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、一般社団法人長井市コミュニティ協議会を指定管理者に指定し、長井市多目的研修センター向山荘の管理を行わせるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、地方自治法第244条の2第6項の規定とはどのようなものかとの質疑がなされ、農林課長からは、指定管理者に指定する場合は、議会の方にお諮りしなければ